

平成30年度 中小企業等知財金融促進事業  
知財金融 基礎研修会・公募説明会  
第二部

配布者限り  
禁無断転載

公募要綱・応募方法の概要

2018年5月15日(東京)  
16日(名古屋)  
17日(大阪)

---

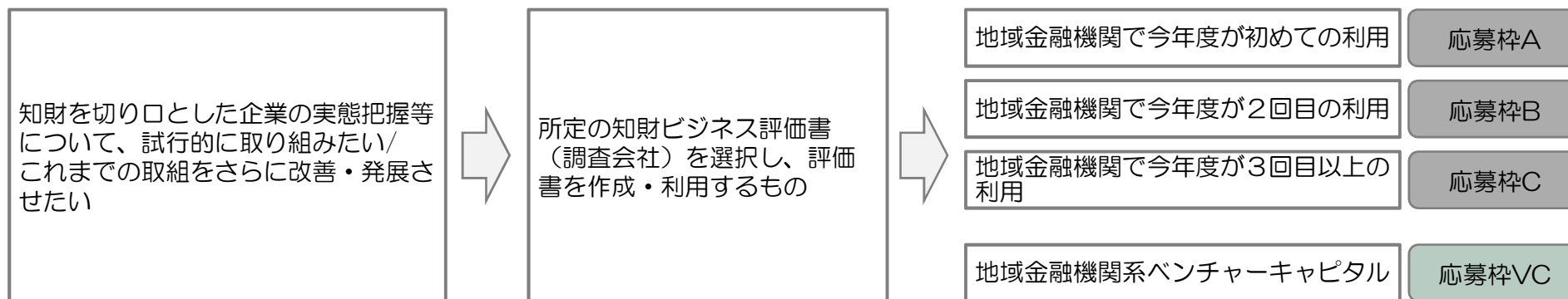
# 平成30年度の公募事業について

# 公募のパターン

本事業では、大きく「知財ビジネス評価書作成支援(一般公募)」「伴走型支援」の2つのパターンの公募があります。

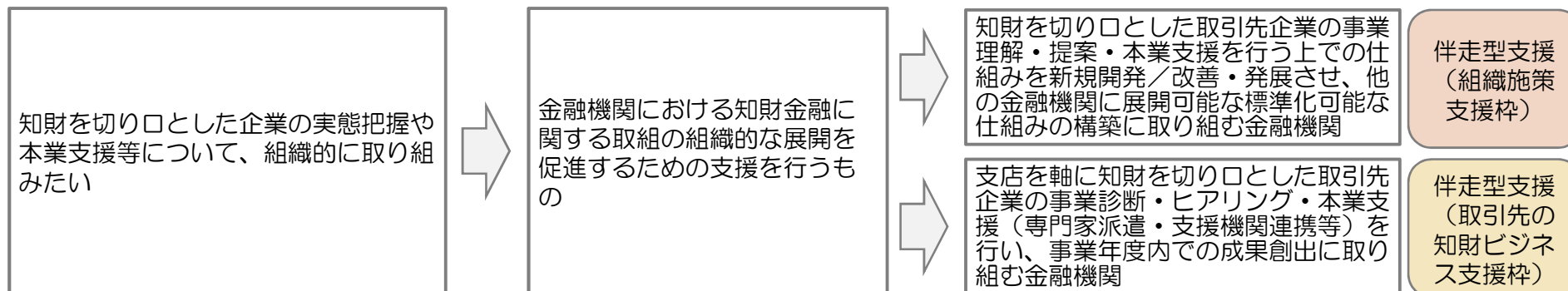
## ①知財ビジネス評価書作成支援(一般公募)

知財ビジネス評価書を通じて、知財を切り口とした企業の本業支援に試行的に取り組みたい金融機関(金融機関には地域金融機関系ベンチャーキャピタルを含む)や、これまでの取組をさらに改善・発展させたい金融機関向け



## ②伴走型支援

知財を切り口とした企業の本業支援について、組織的な施策の企画・実施、取引先企業での本業支援成果創出に取り組みたい金融機関向け

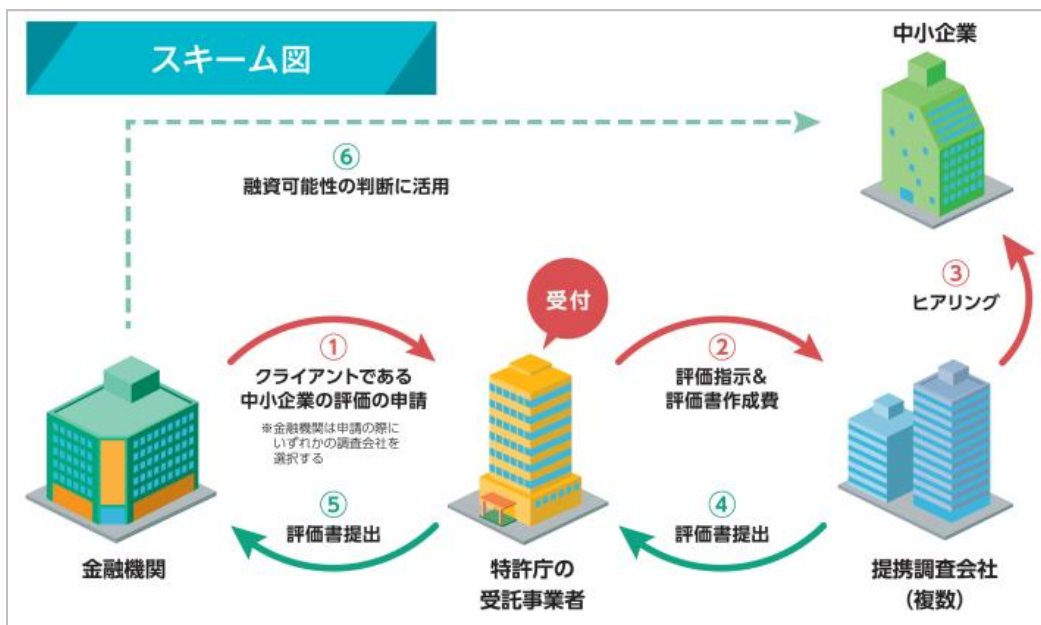


# ①知財ビジネス評価書作成支援(一般公募)

## ～知財ビジネス評価書提供の基本的な流れ

公募については、以下のような流れで実施する予定です。  
 応募にあたっては、事前に企業様と調整をお願いします。  
 採択結果については、採否に関わらずご連絡をさせていただきます。

### スキームの概要



※ご応募いただいた全ての案件が採択されるとは限りません。  
 予めご了承をお願いします。

### 応募時のポイント

- Point I 応募いただけるのは「**金融機関**」のみ。  
 (金融機関には地域金融機関系ベンチャーキャピタルを含む)
- Point II 応募前に、評価対象となる**企業への説明**が必要。
- Point III **特許権・実用新案権・意匠権・商標権**のいずれかを持っている企業が評価対象。
- Point IV 評価を行う調査会社は、金融機関の皆様が**応募時に選択**。
- Point V 評価書提供から一定期間経過後に事務局が**金融機関の皆様**に事後調査等を実施。

1 出願中や権利失効の場合は対象外となります。  
 2 応募金融機関が調査会社と独自に提携しており、かつ当該調査会社の評価書の活用実績がある場合には、応募の際に同一の調査会社を指定することをお断りさせていただいております。

## ①知財ビジネス評価書作成支援(一般公募) ～応募概要

---

### ■一般公募枠の応募概要

- 金融機関からの応募に基づき、評価書を作成（応募時に調査会社を選択し申請）
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権のいずれかを保有する中小企業を対象に評価書を作成
- 評価書を無償で作成・提供
- 今年度事業における評価書の作成予定件数：伴走型支援とあわせて220件
- 募集開始：平成30年6月11日(月)（採択予定件数に達し次第終了）

### ■一般公募枠が想定する対象金融機関

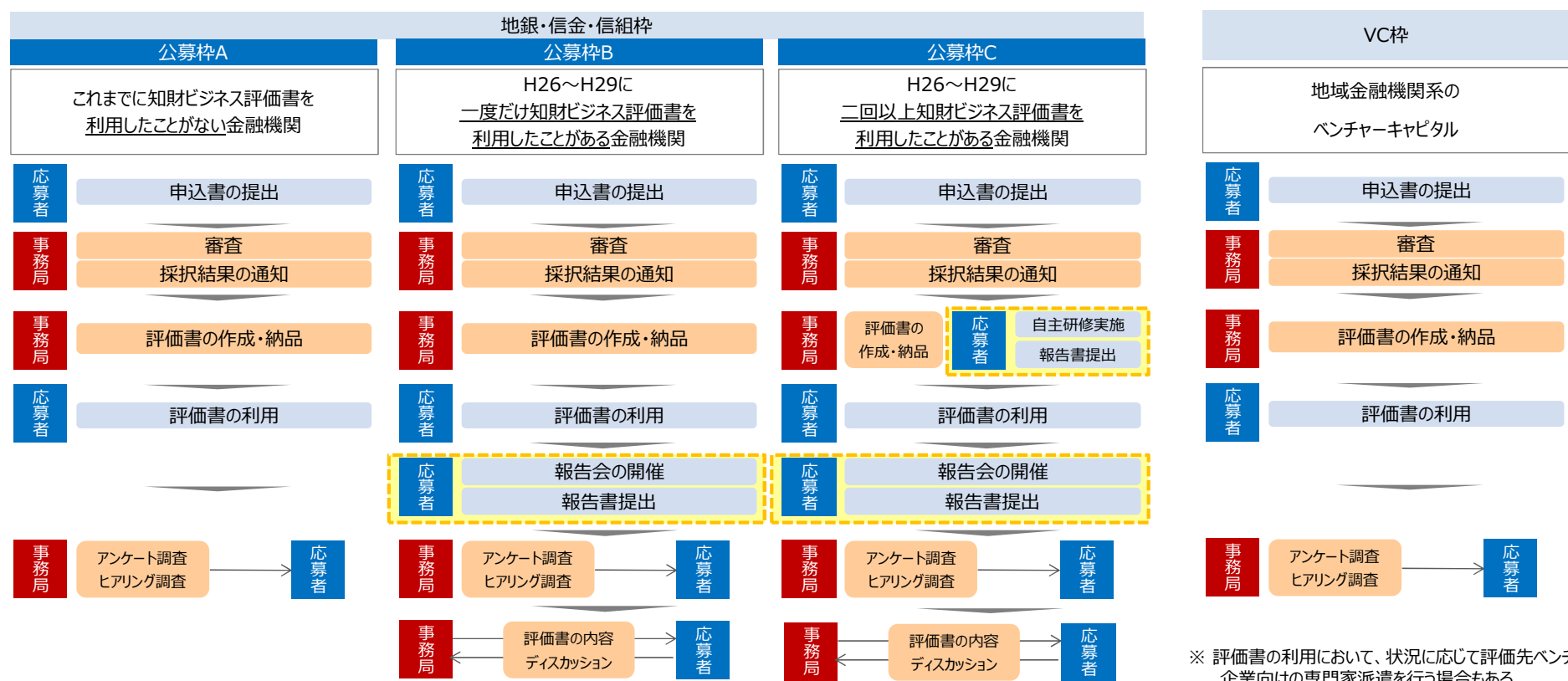
- 特許・商標等の知的財産を切り口とした中小企業の事態把握・評価をしたことがない金融機関
- 適切に評価することが困難な金融機関 ／等

※過去に知財ビジネス評価書作成事業を利用したことのある金融機関も応募可能です。  
ただし、次頁に記載したように、過去に利用実績を有する機関には、本事業への追加協力を依頼させて頂く予定です。

# ①知財ビジネス評価書作成支援（一般公募） ～応募から利用までの流れ

これまでに知財ビジネス評価書を利用したことがない金融機関と、地域金融機関系のベンチャーキャピタルについては、それぞれ公募枠AおよびVC枠とします。

これまでに知財ビジネス評価書を利用したことがある金融機関は（一般枠では）B・Cとなります。



# ①知財ビジネス評価書作成支援(一般公募)調査会社の特徴(全体概要)

評価方法や内容等は調査会社ごとに特徴があるため、応募の際には、前掲の目的や活用方法に応じた調査会社を選定ください。

項目		調査会社													
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
企業	事業概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業績の推移	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
知財・技術等	対象知財・技術等の概要、特徴	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の優位性、課題 (定性評価)	○	○	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○
	対象知財・技術等の経済価値評価 (定量評価)	○	—	○	○	—	○	◎	○	○	○	○	○	—	—
	類似知財・技術等の概要、特徴	○※1	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の市場におけるポジション (パテントマップ)	○※1	—	○※2	—	○※3	◎	—	○	◎	○	◎	◎	○	○
事業・ビジネスモデル	対象知財・技術等を用いた事業の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の市場動向	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎
	対象知財・技術等を用いた事業の優位性、課題 (SWOT/定性評価)	◎	◎	◎	○	—	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
	対象知財・技術等を用いた事業の市場性(経済価値評価/定量評価)	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
補足事項	評価書作成時の対象企業へのヒアリング調査の実施有無	有	有	有	有	有	有※4	無	有	有	有	有	有	有	有
	評価書作成時の対象企業へのアンケート調査の実施有無	無	無	無	無	有	有	無	無	有	有	有	無	無	有
	評価書作成が困難な業種の有無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	無	有	無
	評価書作成に要する期間 (ヒアリング,アンケートを行う場合)	4週間	4週間程度	3週間	3-4週間	4週間程度	ヒア後 2-4週間※5	—	10日	15日	3週間	4週間	4週間	4週間程度	3-4週間
	評価書作成に要する期間 (ヒアリング,アンケートを行わない場合)	—	—	—	—	—	—	5営業日	7日	—	3週間	—	—	—	—

## ②伴走型支援 ～目的

伴走型支援では、「金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開の促進」の実現を目的としています。

伴走型支援は、個別の取引先の支援ではなく、組織的展開を目的としております。そのため、応募にあたっては検討した施策を実行に移すための調整を組織内で行っていただく必要があり、そのような調整に適した部門からの応募を想定しております。

**組織施策支援枠**では、実際に組織内で実装・活用いただく制度・ツールの策定を行うため、応募される際の体制に役員・部門長等の方を責任者として設置いただくことを想定しております。

**取引先の知財ビジネス支援枠**では、複数支店から知財を切り口とした課題把握・本業支援の対象となる取引先企業を選定いただくため、応募段階で想定される支店を2か店以上記載いただくことを想定しております。（応募段階では課題把握・本業支援の対象となる取引先企業を特定いただく必要はございません）

またいずれの枠でも、伴走型支援を通じて創出された成果について、知財金融フォーラム等で登壇・発表の協力をいただく可能性がある旨、予めご了承くださいたくお願いいたします。



## ②伴走型支援 ～全体構成

- 伴走型支援では、応募金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開に関して、「①**仕組みの新規開発／改善・発展(組織施策支援枠)**」「②**取引先企業での知財を切り口とした課題把握・本業支援(取引先の知財ビジネス支援枠)**」の2つのアプローチでの支援を実施いたします。

### 組織施策支援枠

知財を切り口とした取引先企業の事業理解・提案・本業支援を行う上での**仕組み(コミュニケーションツール、内部ガイドライン、営業ツール、自治体・支援機関連携スキーム、人材育成等)**を新規開発／改善・発展させ、他の金融機関に展開可能な**標準化可能な仕組みの構築**に取り組む

※ 開発した仕組みは、本部から全店への展開を図る。

※ 仕組みの開発に際しては取引先企業での試行が前提であることから、組織施策支援においても取引先企業とのヒアリング、提案等を行う。

### 取引先の知財ビジネス支援枠

平成28・29年度で開発した標準化された仕組みを活用し、**支店を軸に知財を切り口とした取引先企業の事業診断・ヒアリング・本業支援(専門家派遣・支援機関連携等)**を行い、事業年度内での**成果創出**に取り組む

※ 取引先企業の支援となるため、金融機関の取り組みは**支店主導**となる。複数支店(2か店以上)を対象とし、本部は支店での取り組みをもとに全店舗展開を図る。

※ **金融機関による知財を切り口とした事業理解・本業支援提案の定着**に向け、**事業診断書**は金融機関職員が研修等のトレーニングや、専門家作成のサンプルの参照をもとに作成。

## ②伴走型支援 ～伴走型支援を通じた成果イメージ

「①仕組みの新規開発／改善・発展(組織施策支援枠)」では、採択金融機関の企画部門において検討している知財を切り口とした取引先企業の事業理解・提案・本業支援の施策について、当社研究員・コンサルタントが企画・実施の支援(アドバイザー)を行い、先行的な事例の創出(制度、ツール、手法、研修コンテンツ等の開発)を行います。

「②取引先企業での知財を切り口とした課題把握・本業支援(取引先の知財ビジネス支援枠)」では、知財を切り口とした取引先企業の課題理解・本業支援について、当社研究員・コンサルタントがおよび専門家・支援機関が、支店での周知・教育、取引先企業の経営支援を行います。

枠	採択金融機関のメリット	事業としての支援内容	成果の公開方法(予定)
組織施策支援枠	知財を切り口とした取引先企業の事業理解・提案・本業支援の施策の開発・実装が促進できる	当社研究員・コンサルタントが企画・実施の支援(アドバイザー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融機関職員のための知的財産活用のおすすめ(応用編)」での施策紹介</li> <li>知財金融フォーラム等での報告</li> </ul>
取引先の知財ビジネス支援枠	知財を切り口とした取引先企業の課題理解・本業支援について、支店での実践が促進できる	当社研究員・コンサルタントおよび専門家・支援機関の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(取引先企業の承諾を得た上で)「知財ビジネス支援事例集」での取り組み紹介</li> <li>知財金融フォーラム等での報告</li> </ul>

## ②伴走型支援：応募要件

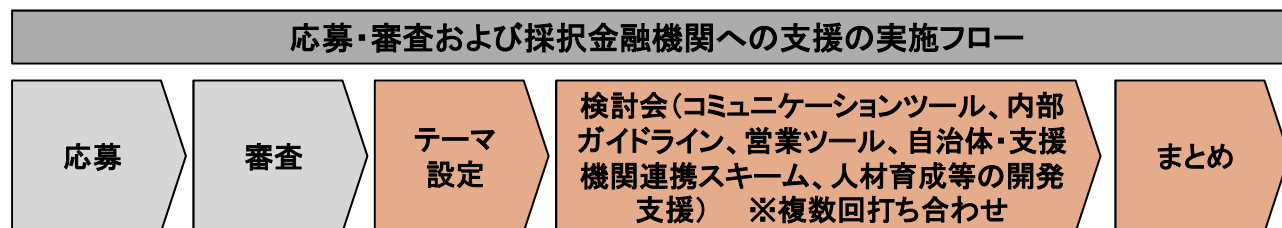
伴走型支援は、組織展開施策の検討を行って頂くため、応募・採択の条件として、各金融機関に、組織として成果創出を意識した取り組みが可能なこと等を規定しています。

枠	応募要件
<b>組織施策支援 枠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策の策定・実装・活用を進める組織体制の記載をお願いいたします。組織体制には担当される役員・部門長等の方を責任者として設置いただきますようお願いいたします (※部門...部単位を想定)</li> <li>• 伴走型支援(組織施策支援枠)に際して取引先企業の実態把握のみならず、支援の部分で積極的に当社が提案する専門家や事業(例えば知財総合支援窓口等)の活用を検討いただきたく存じます。</li> <li>• 伴走型支援(組織施策支援枠)では成果物(組織内の業務活動で活用するために策定するツール・制度)を初期の段階で決定し、成果物を組織内に恒常的に展開いただきたく存じます。</li> <li>• 伴走型支援(組織施策支援枠)の成果物及び組織展開方法について、本事業で行うシンポジウム・フォーラム等での発表に協力いただきたく存じます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<b>取引先の知財 ビジネス支援 枠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 推進にあたり、本店担当者、支店長および支店営業担当者の参画をお願いいたします。</li> <li>• 複数(2以上)の支店が参加し、合計で4件以上の案件(企業)をご用意いただきたく存じます。 ※参加する支店の数に上限はありません。応募段階では企業を特定いただく必要はございません。</li> <li>• 積極的に当社が提案する専門家や事業(例えば知財総合支援窓口等)の活用を検討いただきたく存じます。</li> <li>• 採択後の早いタイミングで内部研修を開催いただきたく存じます。 ※研修については公募要領をご参照願います。研修内容・実施は事務局が支援いたします。</li> <li>• 伴走型支援(取引先の知財ビジネス支援枠)の主旨を鑑み、支店担当者が対象企業の診断書作成に取り組んでいただきたく存じます。</li> <li>• 取組の成果について、参画される担当者(支店長等)が本事業で行うシンポジウム・フォーラム等での発表に協力いただきたく存じます。</li> <li>• 伴走型支援(取引先の知財ビジネス支援枠)の成果を積極的に社内に展開いただきたく存じます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

# 伴走型支援(組織施策支援枠) ~応募から利用までの流れ

## 組織施策支援枠

応募要件	
過年度事業での採択	過年度事業での採択有無は問わない(全ての金融機関が対象)。
一般公募枠との併願	なし。



採択金融機関への支援内容(概要)	
評価書提供	金融機関の要望に応じて提供。
弊社統括担当者・専門家の取引先企業への訪問	施策試行段階において、必要に応じて実施。
打ち合わせ回数	取り組みテーマによるが概ね3~5回程度を想定。

以下内容を記載

- 応募の背景(組織内での知財金融に関する独自の組織施策の企画・実施を考える経緯)
- 応募時点での施策案
- 事業性評価、知財金融に関する現在の取り組み状況
- 組織施策の推進体制

平成30年度伴走型支援のテーマ(企画・実施する施策)を弊社統括担当者と協議

取り組みテーマに基づき、施策企画・実行に向けて、弊社統括担当者より、仕組み(コミュニケーションツール、内部ガイドライン、営業ツール、自治体・支援機関連携スキーム、人材育成等)の開発支援を行う。

平成30年度伴走型支援の取り組み成果の振り返り

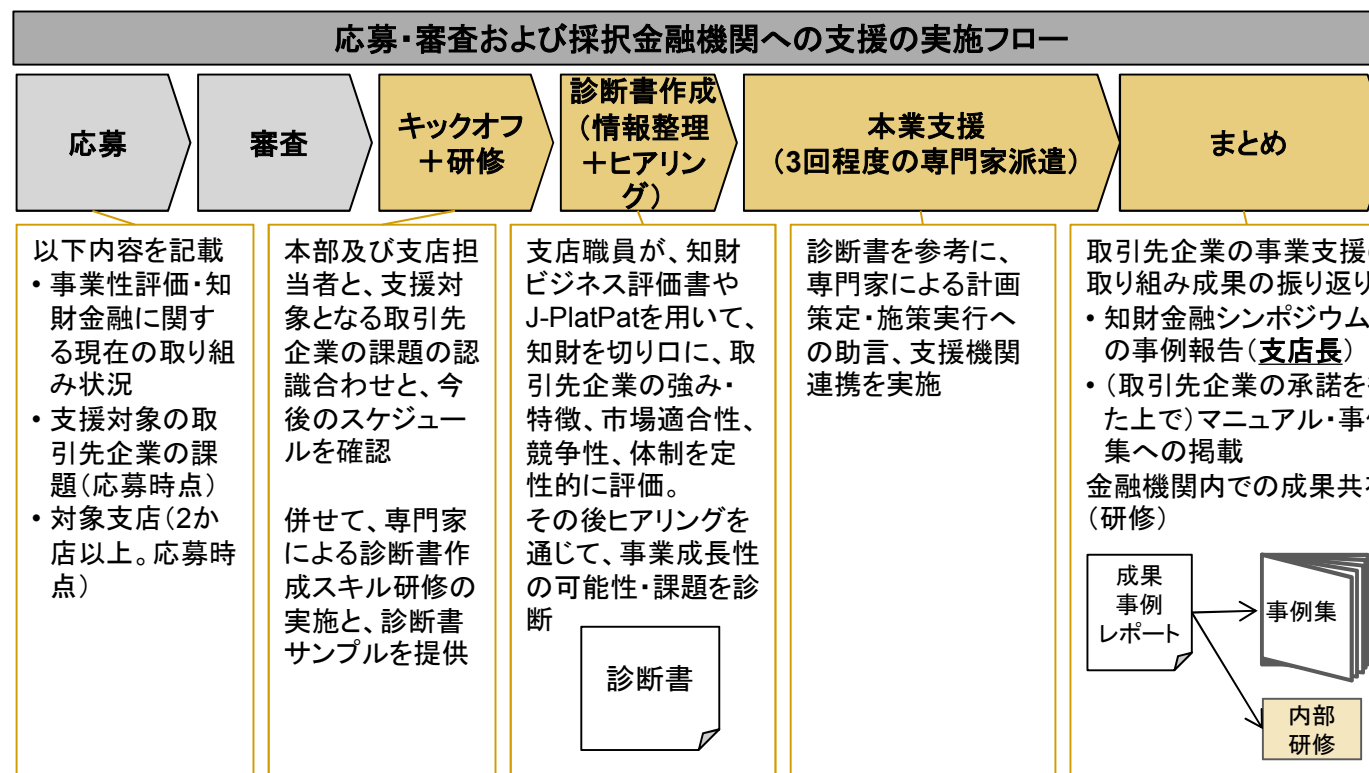
- 知財金融シンポジウムでの事例報告
- 標準化した仕組みのマニュアル・事例集への反映

# 伴走型支援(取引先の知財ビジネス支援枠) ～応募から利用までの流れ

## 取引先の知財ビジネス支援枠

応募要件	
過年度事業での採択	過年度事業での採択有無は問わない(全ての金融機関が対象)。
一般公募枠との併願	あり。

採択金融機関への支援内容(概要)	
評価書提供	金融機関の要望に応じて提供。
弊社統括担当者・専門家の取引先企業への訪問	ヒアリング、本業支援において実施 ※ヒアリング+3回程度の訪問を想定
打ち合わせ回数	採択後キックオフ、診断書確認、まとめの3回は必須とし、それ以外は任意で適宜実施



---

## よくあるご質問

## よくあるご質問とご回答

- これまでに、以下に示すようなお問い合わせを多くいただいております。
- ご回答を記載致しますので、ご確認ください。

よくあるお問い合わせ内容	ご回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募にあたっての条件はあるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば以下のような条件があります。公募要領に応募資格を記載しておりますので、よくお読みのうえ、応募をご検討ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 応募者が金融機関であること(一般公募VC枠は地域金融機関系VCが応募者となります)</li> <li>✓ 評価対象企業が中小企業であり、特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを保有していること</li> <li>✓ 採択された場合、今後5年間ヒアリング調査やアンケート調査への協力可能であること</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数件の応募はできるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募件数自体に制限はありませんが、全体で採択できる件数に上限があるため、全てを採択できるとは限りません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの調査会社を選べばよいかわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WEBサイトに知財調査事業者が作成する評価書のサンプルや特徴、評価項目、対応業種、ヒアリングの有無等が記載してありますので、そちらをご参照のうえでご検討ください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利者が企業ではなく社長になっているが問題ないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業ではしばしばあるケースなので、問題ありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他社との共有特許なのだが、応募できるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募いただけます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在出願中であるが、応募できるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録された有効な権利を保有していることが条件であるため、他に登録された権利がない場合は応募いただけません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他社からライセンスを受けている権利を活用した事業を行っている企業は対象になるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別判断となるため、事務局にご相談ください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務提携等をしている調査会社があるのだが、応募にあたりその調査会社を指定してもよいか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、応募にあたって独自に業務提携等をしている調査会社を指定することはお断りさせていただいております。</li> <li>・ ただし、業務提携等をしているものの、まだ評価書の活用実績がない場合には、事前に事務局までご相談ください。</li> </ul>

---

## ご参考



公募情報の詳細は「知財金融ポータル」をご参照ください！！

<http://chizai-kinyu.go.jp/>

公募に関する最新情報はコチラ !

---

【お問い合わせ先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
知的財産コンサルティング室

Phone: 03-6733-1405

E-mail: [ipf@murc.jp](mailto:ipf@murc.jp)

全般・・・山本

一般枠(地銀・信金・信組、VC)・・・山本、森口、渡部

伴走型支援(組織施策支援枠)・・・山本、渡部

伴走型支援(取引先の知財ビジネス支援枠)・・・山本、上野

---